

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第2条総務部の部の教職員課の款を次のように改める。

教職員課

- (1)教育関係職員の福利厚生に関すること。
- (2)教職員の生涯生活設計に関すること。
- (3)教職員の公務災害の申請等に関すること。
- (4)教育関係職員の給与に関すること。
- (5)教職員の旅費等に関すること。
- (6)教職員の市バス等臨時乗車証の購入あっ旋に関すること。
- (7)教職員の給与に関する調査、企画及び統計並びに資料の収集に関すること。
- (8)教職員の昇給及び昇格に関すること。
- (9)教職員の退職手当に関すること。
- (10)教職員の人事に関する調査、企画及び統計並びに資料の収集に関すること。
- (11)教職員の人事記録に関すること。
- (12)教職員の身分に関する諸証明及び職員き章に関すること。
- (13)教職員の免許状の申請に関すること。
- (14)課内庶務に関すること。

人事主事室

- (1)教職員の選考、任免、賞罰、服務その他身分に関すること。

- (2)教職員の評価に関すること。
- (3)教職員の定数、配置及び組織に関すること。
- (4)学級編制の設定に関すること。
- (5)校長の事務引継ぎに関すること。

第2条指導部の部学校指導課の款中高一貫・新設中学校開設準備室の項を削り、同部養護育成課の款を次のように改める。

総合育成支援課

- (1) 養護学校教育に関すること。
- (2) 育成学級における教育に関すること。
- (3) 障害のある児童及び生徒の教育に係る助成に関すること。
- (4) 養護学校の通学用バスの管理に関すること。
- (5) 障害のある市民の生涯学習に関すること。
- (6) 課内庶務に関すること。

指導主事室

- (1) 障害のある児童及び生徒の教育に係る指導に関すること。
- (2) 障害のある児童及び生徒の教育に係る業務に直接従事する教職員の指導に関すること。
- (3) 就学指導に関すること。
- (4) 養護学校及び育成学級の教育課程に係る基準の設定及び指導に関すること。
- (5) 養護学校及び育成学級の教科用図書採択その他教材の使用に係る指導に関すること。
- (6) 養護学校及び育成学級における教育評価に係る指導に関すること。
- (7) 養護学校及び育成学級における進路指導に関すること。
- (8) 障害のある児童及び生徒の教育に係る機関等との連絡調整に関すること。

第2条体育健康教育室の款第8号中「日本体育・学教健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)